

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：35404

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13482

研究課題名（和文）近代コモン・ロー法学における中世法文献の影響：『ブラクトン』を対象として

研究課題名（英文）The influence of medieval law-books for modern common law through Bracton

研究代表者

松本 和洋（Mastumoto, Kazuhiro）

広島修道大学・法学部・助教

研究者番号：00789167

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はイギリス、特にイングランドにおける法学を対象として、中世の法文献がいかに近代以降に影響を及ぼし得たのかを検討することを焦点とした。その中で本研究では『ブラクトン』と通称される法文献を主たる研究対象に置いた。本書の検討から、内縁女性や非嫡出子が固有の権利を持つこと、その権利が侵害された際には救済対象となることを『ブラクトン』が認めている点が明らかになった。理論的要素においてローマ法が下敷きとなる一方で、実践的要素である訴訟手続上の扱いにおいてイングランド法が優先する。こうした交錯が法文献という一体化で登場したは、法の継受または法の移植とその後の経過における史料的価値を示すものと言える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、法文献が法学の展開において古今に渡り影響を及ぼすことを示唆する点に求められる。その意味で『ブラクトン』は、その執筆時期における法学の取り組みを示すとともに、その著述を検討することは、後代においてどのような影響や位置付けをもちうるのかを分析する視座を提供するものと考えられる。本研究の社会的意義も、ある時点では比較として存在していた横軸関係が、やがて史的展開という縦軸関係へと変化していくことに着目した点にある。それは今日の通用的理解が、法学をはじめとする社会システムに内在する、こうした横軸と縦軸の展開によって支えられる点を示し得ることに求められると考える。

研究成果の概要（英文）：The focus of this study is to examine how medieval legal literature could have influenced modern law in England. In this context, the main feature of this study is the legal literature commonly known as 'Bracton'. The examination of this document reveals that the Bracton acknowledges that common-law women and illegitimate children have inherent rights and that they are subject to remedies when others violate those rights. While Roman law underlies the theoretical part, English law takes precedence in the practical, procedural treatment. The appearance of these intersections in the unity of legal literature indicates their historical value in the succession or transplantation of law and its subsequent course.

研究分野：基礎法学 法制史

キーワード：コモン・ロー 法文献 法学

1. 研究開始当初の背景

本研究課題申請時の背景・動機は、率直に述べれば「過去の法文献が、社会の在り方も大きく変化した数世紀後の学問においても何故に影響を与えることが可能であったのか」ということに求められる。とりわけ法学においては、訴訟手続・法廷弁論を含む裁判の様相も大きく変わるとともに、これを担う専門家層の姿も、ある法文献が執筆された過去の時代から変容していることは疑いない。

その中で、なお後代の専門家（本研究の場合は弁護士・裁判官を含む広い意味での法学者）が過去の法文献を重視し、これに「権威」を付することすら認容していた、という事を説明するために、法文献の著述内容それ自体に直接の原因を求めるのは難しい。というのも、当該文献は正に数世紀前の執筆であるだけに、後代での実務的利用においてはいわゆる「時代遅れ」なものであることを否認しないからである。

それでも、史的事実もしくは強く推定されるものとして当該文献が数世紀後でさえ注目を得ることに成功したのは、執筆者自身が執筆時代に重視していなかった、もしくは広大であるからこそ注目する意義を有した要素を、当該文献に対して後代の法学者が「発見」したからであると推定することができる。直上のことはいわば「温故知新」としての法文献の意義を導出するものでもあり、そして「なぜに今日の法学が法律（制定法）も違えば社会背景も大きく異なる各種の判決を、その学習において重視するか」という問題についての、一つの回答を示唆し得るものと考えた。

2. 研究の目的

上記の点から、本研究では執筆時点ならびに上記で述べた「後代」での利用それ自体を、法学の史的展開として俯瞰的に展望できる文献対象を設定することで検討するものとした。具体的には、後述「3 研究の方法」でも触れるように、中世に執筆され近代以降においても法学者の間で一定の認知を有した法文献として、イングランド法（コモン・ロー）の古典でもある『ブラクトン』と通称される法書を用いた。その上で、近代以降に本文献が注目を浴びた一因に関連する著述内容の分析を行い、執筆当時の学識やこれを反映する著述のどのような部分が後代に受け入れられていったのかを検討することによって、上述「1 研究開始当初の背景」に対する現状の分析成果と今後の研究課題をより明瞭なものとして整理・提示することが本研究の目的であったと、本報告書の作成にあたって振り返るものである。

3. 研究の方法

本研究は、主として(1)「近代イングランド法学における主要な法学者を扱った先行研究を収集し、その分析軸を検討して基礎的知識の再構成を図ること」と、(2)『ブラクトン』に対して近代イングランドの法学者や今日に至る先行研究が着目した要素に注目し、これに該当する著述の検討によって同書の理解を深めること」の2つを重点に置いた。

(1)に関しては、近年の研究者による各法学者に注視した研究成果が蓄積されており、これらの研究成果を収集・分析することで、報告者自身のライブラリを充実化させるとともに、今後の研究においてさらに詳細な検討が展開できるような予備的考察を行った。後述「4 研究成果」および終了年度までの各報告書にもあるように、この(1)についての研究成果を公表論文その他で具体的に示すことの叶わなかった点は、重大な課題として残ることになった。

(2)に関しては、イングランド法文献である『ブラクトン』の著述内に含まれるローマ法およびカノン法の学識痕跡と、イングランド法の特徴の基礎となった訴訟手続に関する同書の著述部分とを検討する事を主とした。とりわけ、同書の著述内容において極めて強くローマ法やカノン法の影響が示される同書序論部分を経た上で展開される同書の「物獲得論」では、令状による訴訟手続＝今日コモン・ローとして知られるイングランド法の基盤をも視界に収めた議論が展開されることに着目し、これに関する『ブラクトン』の著述部分の分析と検討を行った。

4. 研究成果

冒頭に述べなければならぬのは、2020年1月より顕在化したCOVID-19による全国的な行動規制の継続、また同年4月より専任教員としての着任によって研究機関の移動が発生し、研究環境が大きく変化する事を避け得なかった点である。幸いにして本研究において重要な史料である『ブラクトン』についてはオンライン上での利用がすでに可能となっていたために、本研究の継続それ自体においては重大な支障をきたすことはなかったものの、その他の利用可能な資料についてはアクセスが限られることになってしまった。申請時に想定していたエフォート率に従って研究活動を行うことが困難となってしまったことにより、上述した申請時の背景や動機、研究目的を十分に達成したとの認識を、報告者自身から明瞭に断言することは難しい。

その上でもなお、本研究の成果においては次の3点を示し得る。(1)今後の研究活動において必要となる近年の先行研究の収集・分析について、本研究着手以前に比べて非常な進展が見られ

たこと。(2)『ブラクトン』内の著述分析によって、ローマ法およびカノン法とイングランドにおける訴訟手続との交錯関係が、同書においてごく自然な形で連結されており、これが後年における同書の印刷本出版側が強調した『『ブラクトン』に包含されたローマ法的構成の有用さ』という認識を生み出す要因となったこと。(3)本研究開始時点では予期していなかった事象による新たな知見として、イングランド法学それ自体の歩みという広範な視点の中で、『ブラクトン』の著述が近代において一種の法原則として定着し、それは法格言集への登載という形をとって明治期日本にまで伝わった点から、現在「法の継受」または「法の移植」と呼ばれる法制史学上の観念について、より横断的な分析を可能にする視点を得たこと。

(1)においては、従来の先行研究でも折に触れ取り上げられていた法学者についての人物分析を主とする研究文献を多数収集できたことにより、近代における『ブラクトン』受容の主体となったそれら法学者(15世紀後半～16世紀前半にかけて活躍したエドワード・クックや、18世紀の代表的な裁判官であるマンズフィールド卿、および『古代法』で知られる19世紀の法学者ヘンリー・メインや今日の英国における判例報告集のスタイル構築に大きく貢献したフレデリック・ポロック、現在のイングランド法史学研究の基礎を築いたフレデリック・メイトランド)に関する研究蓄積を吸収できた点を挙げるができる。中世に執筆された文献である『ブラクトン』が今日もなお歴史学だけでなく法学上でも研究対象となり得るのは、ここで挙げた法学者たちによる『ブラクトン』への評価に負うところが大きい。これらを公表論文等で鳥瞰的に示すことに至らなかったのは、ひとえに報告者の力不足に起因するものであるが、若手研究という機会の中で報告者自身の見識を鍛えることができた点は、本研究期間終了後においても大いに役立つものと考えられる。

(2)においては、『ブラクトン』内の物獲得論におけるローマ法およびカノン法からイングランドの訴訟手続(≒コモン・ロー)への展開として、主として内縁女性および、いわゆる非嫡出子・庶子と呼称されてきた卑属における権利認定の理論構築と救済手段への接続をみることで、『ブラクトン』自体においてローマ法およびカノン法の学識とイングランドの訴訟手続が連続して理解され、後者(訴訟手続)においてなお前者(学識)が遠景としてあるものの、あくまでも権利救済の対象という思考においては後者＝イングランド法上のものとする『ブラクトン』の立場を史料より示すことができた(2020年度および2021年度報告書における「学会発表」を参照)。

(3)においては、『ブラクトン』の著述が後代において与えた影響の一環として、同書の著名な文句「国王は人の下にはないが、神と法の下にある」を主たる対象として検討を行った。この文句が著名となったのが上述したエドワード・クックによる引用にあることは、既に広く知られているところである。コモン・ローにおけるローマ法や教会法の影響を示すものとして指摘される法格言(マクシム)の列にこの文句が加えられたが、明治期初頭の日本においても、この法格言集の翻訳や日本国内における編纂に取り入れられたことを指摘した。また合わせて、『ブラクトン』を典拠とするこの法格言が明治期日本の法格言集において徐々にその意味を変容させていったこと、こうした変容を否定しない法格言集の性質そのものは、既にイングランド法学において確立したものであることを示した。以上により、近年のイングランド法史研究でも取り上げられる「ローマ法および教会法とイングランド法の関係性を示すものとしての法格言と、その分析」という手法が明治期日本まで拡張する余地を持つこと、これによって近代以降の日本法とその周辺としての法学とに対しても、より広い比較法・法制史の見地から分析することが可能である点を、最終年度に公表論文として示すことができた(2021年度報告書における「雑誌論文」を参照)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松本和洋	4. 巻 44-2
2. 論文標題 日本における法格言継受への一考察 明治期日本語法格言集の展開とイングランド法学史との比較	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 修道法学	6. 最初と最後の頁 53-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松本和洋
2. 発表標題 非婚姻関係の権利救済 『ブラクトン』におけるローマ法とイングランド法の交錯をめぐって
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第5回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松本和洋
2. 発表標題 『ブラクトン』における "donatio" 研究序説
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第4回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------